

## 平成23年度第5回多摩区区民会議

日時 平成23年8月31日(水) 18:00

場所 多摩区役所 11階 1102会議室

出席者：委員・・・池野廣委員長、石橋吉章副委員長、初田温子副委員長、大津努、  
清宮明、栗田茂、国保久光、関喜範、辻野勝行、戸高仁子、  
西山英子、原嵩美智子、原田弘、本多正典、井上智明、吉田輝久  
：参与・・・河野ゆかり議員、露木明美議員、吉沢章子議員  
：区役所・・・門ノ沢区長、池田副区長、区民サービス部：西部長、保健福祉セ  
ンター：野田所長、田崎副所長、こども支援室：邊見室長、道路  
公園センター：藤田課長、総務課：小島課長、地域振興課：鈴木  
課長、佐野担当課長、企画課：大坪課長、芦舘課長補佐、新妻職  
員、古谷職員、佐保田職員  
：傍聴者：3名

## 1 開 会

石橋副委員長 皆様、こんばんは。定刻になりましたので、これから第5回多摩区区民会議を開きたいと思います。

最初に、事務連絡を事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、幾つか事務連絡をさせていただきます。区民会議につきまして、本市の審議会等の会議の公開制度が適用される会議に該当いたします。したがって、本日傍聴及びマスコミの取材につきまして許可しております。また、会議録の公開並びに市政だより、区ホームページなどの広報を行う関係から録音や写真撮影を行わせていただきます。どうかご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本日の傍聴者の方々へのお願いでございます。受け付けの際にお渡ししました注意事項をお守りいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、ご報告でございます。本日の出席につきまして、櫻井委員から欠席のご連絡をいただいております。関委員からは少しおくれるというご連絡をいただいております。後ほど見えるかと思っております。なお、参与の方につきましては、青山参与から欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、本日配付させていただいております資料のご確認をお願いいたします。右下にページ番号が振ってございます。1ページから14ページまで、議事の(1)といたしまして、各部会からの報告資料でございます。

15ページから20ページ、こちらが議事の(2)といたしまして、区民会議フォーラム、区民会議ニュースについての資料でございます。

21ページでございます。次第の3、その他に関する資料でございます。

その他情報提供といたしまして、3枚ほどチラシ、その他をつけさせていただいております。まず、こちらの「私たちのまちづくり」、こちらはまちづくり協議会の会報紙となっております。

それから、こちらの「たまサロン」のチラシでございます。こちらにつきましても、多摩区まちづくり協議会の取り組みでございまして、こちらにつきましても、子ども・子育て、あるいは学びの場など5つのテーマにつきまして、区民の皆さんと語り合い、今後の活動につなげていくという取り組みでございます。

最後に、こちらの「多摩川梨を楽しもう!!」というチラシでございます。こちらは多摩区観光推進協議会のイベントでございまして、9月10日土曜日10時から12時ということで、JAセレサ川崎菅支店駐車場が会場となっております。参加費が無料となっておりますので、よろしくお願いいたします。

資料につきましてご紹介させていただきました。もし足りない資料などがございましたら、事務局までお申しつけください。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

石橋副委員長 では、次に、注意事項を何点か申し上げたいと思います。発言の際は必ず挙手をいただき、議長の指示によりお願いをいたします。それから、携帯電話ですが、電源を切るかマナーモードにさせていただきたいと思います。

## 2 議 事

池野委員長 それでは、次第に従いまして区民会議を進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

### (1) 部会での審議状況と意見交換について

池野委員長 それでは、議事、各部会での審議状況の報告と意見交換をこれから始めていきたいと思います。今日は、ごらんのようにかなりの盛りだくさんの内容となっております。1つの審議課題、それぞれの部会につきましては、報告の発表と質疑応答を合わせて大体30分ぐらいをめどに、できましたら、報告を10分ぐらい、質疑応答を20分ぐらいをめどとしていきたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

#### ・「環境・観光部会」

池野委員長 それでは、この議事の順番に従いまして、それぞれ部会報告をお願いしたいと思います。

それでは、環境・観光部門からの報告をお願いいたします。戸高部会長、よろしくお願いいたします。

戸高委員 環境・観光部会の戸高でございます。これまでの6月から8月11日までの部会の審議についてご報告いたします。

これまで区民会議各委員から集約しました意見とまちづくりワークショップで出たアイデアをもとに、環境と観光推進、それぞれの分野で目的を整理しながら、課題解決の手段と担い手の検討を行いました。区民の参加と協働により、まちづくりを推進するためには何が必要か、調査、審議を行っていくために、まず環境・観光部会ミーティングを6月7日行いました。観光について他都市視察の計画をこれから進めていこうということで視察の決定をいたしました。それから、登戸一向ヶ丘遊園のフィールドワークの決定をいたしました。これは、私たち環境・観光部会の観光のところですが、これから次世代へつなげていく観光とか、そのあり方についても、今並行して進んでいることもあることが見えてまいりましたので、例えばですが、このたびオープンになります藤子・F・不二雄ミュージアムのことですとか、それから、登戸から向ヶ丘遊園の駅からのアナウンスですとか、そういう広報の状況ですとか、その辺の実情を見ていきたいということで、フィールドワークの決定をいたしました。最終報

告へ向けてつなげていくための情報共有ということを目的に予定しました。

6月24日実施いたしました登戸一向ヶ丘遊園のフィールドワーク、こちらは登戸駅の行政サービスコーナーにいろんな情報も、区民からのいろいろな手続もされているところですが、まちづくりの中での情報もたくさん出ているところですので、実際のところ、いろいろお話も伺いながら、フィールドワークを行いました。また、向ヶ丘遊園の駅のところも、こちらの乗降客の皆さんにとっての情報の発信の場でもあると思いましたので、両側の駅のおり口からもいろいろ見学させていただいて、情報を共有しまして、藤子・F・不二雄ミュージアムのことも含めまして、この駅前からダイエーのほうに向かしまして、どれだけ情報案内ができているとか、現在進行中と報告を受けていたところを実際見学いたしました。

これまで環境と観光部会で進めてまいりましたので、2つのテーマがありますが、今後のタイムリミットから考えまして、私たち部会としては、どちらのほうをきちんとフォーラムのところで優先して区民の皆さんの意見をいただくかというところでの話し合いをしまして、そこで、一応観光のところは現在進行形でもあり、環境のところはこれからもっと審議をしながら、たくさんのご意見を伺いたいという課題も見えていますので、ここでフォーラムは環境のほうでいってはどうかということで、方向性をつけました。

7月8日、このミーティングを行いました。これは環境のほうのテーマがありまして、今後の担い手のところもありますが、区の中で、区民とともに身近にできる環境についてのこれからの広がりをつくっていくというところで、川崎市の中に、川崎市地球温暖化防止活動推進センターが溝口にできましたので、そちらの目指すところの活動内容ですとか、これから私たちが多摩区の中で広げていくためにどのようなことが一緒にできるのかとか、そういうことを伺いたいと思ひまして、その中でも67名ほどの推進員さんがいる中で、多摩区の中で7名の推進員さんがおられるということもわかりましたので、そのセンターの代表の方と、それから多摩区から推進員として活動を始められた方たちとの打ち合わせとして、初めての顔合わせをいたしました。私たちが目指している家庭でできる地球温暖化防止についての初めての意見交換等、地域でどのような活動をしていらっしゃるかというお話を伺いました。

7月8日はその同じ環境のテーマでもう1度、1度だけでは、推進員さんたちも、地域でそれぞれ川崎の推進員として出ていらした方たちの初めての顔合わせという場所だったこともありまして、推進員さんの中でもいろんなことを共有しながら、多摩区の中で何ができるかということも、今後に向けて話し合っていきますということが1回目のところで見えましたので、2回目は、それぞれ課題と思っているところとか、やりたいと思ひていらっしゃるなど具体的なご意見を聞くことができました。

それから、観光講座ということですが、私たちは環境・観光ということで、観光部会の中でいろいろフィールドワークも行いながら、どのような観光のあり方で町の活性化が図れるのかというところで、地域振興課の方から、まず部会としても大きなイメージを持っていただきたいという提案もあって講座を設けることになりまして、8月11日に予定を決めました。

8月4日、環境・観光部会、これは環境のほうで資料1と2に書いてありますが、今後のところを進めるに当たりまして、そういう骨子案を検討しましょうということに審議をいたしました。それで、それをもとにフォーラムについて検討ということになりました。その辺は少し資料をお読みいただいて、後ほどご質問とかを受けたいと思っています。

8月5日、ミーティングを持ちまして、川崎市地球温暖化防止活動推進員と2回目の打ち合わせを行いました。

それから、8月11日は、今お話ししました観光講座の学習会をツーリズム・マーケティング研究所より「着地型旅行・ニューツーリズム」についてという講演をいただきまして、多摩区の観光推進協議会の皆さんと一緒にこの講座を伺いました。

これらのフィールドワークですとか、ミーティングを経て、現在の審議状況についてご報告いたします。私たちは、身近にできる身近なエコということをテーマに進めてまいりましたが、しっかりと政策提言をまとめたいということで、「家庭でできる地球温暖化防止」の報告書骨子についてフォーラムを行っていききたいということでの整理をいたしましたので、ここにご報告いたします。フォーラムの内容について、それからタイトルについて、コンセプトについて、ここに書いてあるとおりですが、「みんなで広げよう！ 家庭でできるCO<sub>2</sub>削減」、コンセプトについては、「限りある緑や資源を『未来を担う子どもたちにつなげる』ために、『区民一人一人が身近にできるエコ』を広げていくために一緒に考え話し合ひましょう」ということにいたしました。実施方法については未定ですので、これから進めていながら、具体的にしていきたいと思っています。

これからの審議については、フォーラムの準備ですとか、それぞれ進めながら、環境は、区民会議フォーラムの意見や感想などを受けて、最終報告の内容に着手したいと思っています。また、観光のほうは、他都市の視察を、今行き先も検討中なんです、日程調整中です。それから、観光講座の内容視察を含めたフィールドワークで得たことをいかして最終報告の内容について検討していこうと思っています。

11月から1月までで部会で報告の内容について作成、校正を行って、2月区民会議で報告の内容を確定するというタイムチャートを描いています。

資料ですが、環境のほうのフォーラムを行うために、一応ここに今後の着地点などを目指るところを討議しながらまとめてみました。この取り組みについての選定理

由、区民会議委員から集約した課題から環境の課題を選定しました。地球環境推進全般についての取り組みについては、範囲が広過ぎるため、審議の内容が拡散するので、区民の参加と協働を促進して、地域課題の解決を行う趣旨に沿った家庭でできる地球温暖化防止について審議を行ってきた。

この取り組みの目的として、よりよい環境を次世代へとつなげていく取り組みを推進する。区民の参加と協働の推進を図り、身近なエコに取り組む多摩区を目指して、家庭でできる地球温暖化防止についてを推進する。

私たちは、ここまで進めてまいりましたが、大きな川崎市の中で、多摩区のこの環境の問題を進めていくというところで、川崎市は「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画もちゃんと計画されております。これまでのところも、これから少しずつ点検評価を進めながら、これに沿った、先ほど何度かお会いして意見交換会もしましたが、CCセンターの皆さんとも、これをもとに進めていきたいという位置づけも確認できましたので、その辺を確認しながら進めていきたいと思っています。課題解決の手段と実施主体についての審議については、実施手段として、区民への啓発、広報、勉強会、フォーラム、イベント、講座などの実施、家庭での取り組み、リサイクル、打ち水、ごみの減量、ゴーヤなどの緑のカーテン、人材の育成、市民活動団体のネットワーク化。実施主体、区民、川崎市地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、市民活動団体、行政、その他の実施主体ということで整理しております。

その後の3ページのところは、1つは、活動推進員についての要綱を改めて確認するという意味でここに整理させていただいております。それから、地球温暖化防止推進員とはということも含めてみんなで共有をいたしました。

取り組みを行っていくための課題については、フォーラムにて意見を集約し、部会にまとめるという方向で進めてまいります。

取り組みの方向性について、区民の意識向上と家庭での取り組みの促進ということを大きく取り上げています。家庭でできる地球温暖化防止の取り組みを促進していくためには、区民の意識向上を図り、家庭での取り組みの実行や取り組みを地域に広げられる区民がふえるように啓発が必要である。環境に対する意識の向上、取り組みの実行、取り組みを広げる。

環境に取り組む区民をふやしていく取り組みを推進するためにも身近なCO<sub>2</sub>に関する講座や環境啓発を目的としたツアー、環境について啓発を行うパネル展示など、さまざまな取り組みが必要ですが、まず、今具体的には意見交換会などを行っている地球温暖化防止活動推進員や環境問題に取り組んでいる地域で活動していच्छる団体や個人の方、みずから区民への啓発を行うことを目的としていたり、実施を行っているため、活動を促進していく必要があると思っています。理想としては、環境に対

する啓発を受けた区民が、市民活動団体や川崎市地球温暖化防止活動推進センターと協力をして区民の啓発を行っていくサイクルが形成されることであると考えております。

4 ページ、審議結果については、家庭でできる啓発を行う機会をつくるというところで、それらの機会をつくっていききたいということでまとめております。

以上、フォーラムを受けてからもっと具体的にまとめていききたいと思っています。

池野委員長 ただいま部会長から環境・観光部会についての報告をいただきました。

それでは、委員の皆さんからの質問、ご意見等をいただきたいと思います。既に資料については、事前に皆さんのところにお配りをしてございますので、目は通していただいているんだろうと思いますので、質問、ご意見等がございましたら、活発にお願いします。

本多委員 補足です。1 ページの左の一番下の戸高部会長から説明があった観光講座についてですが、ツーリズム・マーケティングでの表題が「着地型旅行・ニューツーリズム」と書いてあります。普通、観光地というと、旅行会社が観光のいろんな計画を立てるのですが、これは地域主体のテーマ性を持ったツアーを行って、観光をやりながらまちづくりと一緒にやろうといったテーマのツーリズムらしいんです。例えば品川商店街つまみ食いウォークなんて、品川の商店街を中心にやっていたり、そういったことが例として説明を受けました。

池野委員長 皆さんのほうから質問、ご意見ございませんか。あと、この部会のほかの委員の方で補足の報告あるいはご意見があれば出していただければと思うのですが、ございませんか。

栗田委員 この間も申し上げたのですが、多摩区の特徴として、多摩川や生田緑地で代表されるように、水と緑ということをよく言われています。多摩区は北部と南部に分かれていまして、北部が稲田堤、菅のほうと、南部がこちらの登戸かいわい。北部には小沢城址、薬師堂などいろいろな観光地もありますし。ナシもぎも盛んです。南部の登戸ほうには、生田緑地に加え、今度は藤子・F・不二雄ミュージアムもできました。このように、観光だけでいいますと、長細い形で分かれているんですね。それがもっとより親密に一緒になって、今観光協会は2つありますが、やがて1つになるといいなという話も、私は、この二、三年聞いております。

さて、それはともかくとしまして、環境のほうもその観光とあわせて、いろいろ今問題になっているわけですが、私自身、この間も言いました推進員の一人でありますから、そちらのほうも少し考えているんですが、環境が非常に幅が広いものですから、取りとめない形で進んできているのではないかと。だから、このあたりで今度は環境に力点を置いたほうがいいのではないかとということで、私たちもフォーラムに関しては、観光ではなくて環境のほうでやろうということに来ているわけです。流れとし

てはそういう形だと思います。

それで、環境のことなのですが、非常に幅が広いわけですから、今のこの時世になって、特に節電、節電ということが、以前の省エネに関連して、いろいろ推進センターのほうでも悩みながら考えております。そして、私たちの多摩区の推進員だけ、実際に8名ですが、この間も3回まで会合を持ちまして、今度は4回目も設定しまして、この多摩区の区民会議とまた別に、これをきっかけにして、そちらのほうでも今進めております。今までは、大体イベントのあるときにいろいろ活動を披露していたわけです。例えばサマーミュージアムとか、例えば民家園、これは夏祭りとか、この東通り商店会のナイトバザールとか、ああいうときに、環境のいろいろなチームがあそこで、専大の学生も交えながら活動しているのを、私もこの五、六年見ています。ただ、環境全体がもっと盛り上がるような形でいくべきかなということを最近痛感しております。

感想だけで申しわけないです。

池野委員長 ほかの委員の皆さんから質問、ご意見ございませんか。

では、この間、藤子・F・不二雄ミュージアムができましたよね。それで、あのとき、皆さんのところにも招待券が行ったと思うので、行かれた方。——そんなところで、あれは私も見たんですが、やっぱり生田緑地の中にああいうすばらしいものができて、それともう1つ、バスにも乗ったのですが、入れかわり立ちかわりああいうバスが4台あるんですね。だから、これは観光という面では、極めてすばらしい宝を多摩区としては手に入ったなという感じがしているので、皆さんから、行った感想などもあればなど思っているのですが、いかがでしょうか。行って見てあれはどうだったですか。

戸高委員 私も当日行きました。招待状をいただいた方たちが、私たちだけではなくて、若いお母さんですとか、子供さん連れもいて、また私よりもずっと上の方も、皆さん、本当に老若男女の方に招待状が行っていたんだなというのが受付でわかりました。

あれは何と言うんでしょう。美術館でもそうですけれども、その場所に行って、ボタンを押すとちゃんとインフォメーションが聞こえるという、その中で会場を歩いていくのですが、子供たちも大人たちも結構楽しそうに使ってはいらしたんですが、シアターへ行くまでが全部それだったので、私は途中で少しくたびれてしまいました。全部聞きたいのですが、ずっとそれが続いていたんです。ですから、その辺はまたこれからいろいろ変わってくるのではないかと思います。

あと一番おもしろかったのは、シアターが、最後にオリジナルのドラえもんですとか、そういうのが見れるんですけれども、最初にカーテンが2段になっているのが何かしらと思ったんです。映像のスクリーンが隠れていた。最後に、そのスクリーンの

カーテンが全部おりた後、出口になっていたというとてもユニークな、いろんなアイデアが随所にあふれているミュージアムでおもしろいなとは思いました。

あと少し残念だったのは、外に恐竜などがいて、写真を撮れる場所は幾らでも、ちゃんとアイデアがあって、楽しくあったんですけども、一緒に遊べたり、さわって感じられるところが少し少なかったのので、これからなんだろうが、小さい子なんかにはもう少しそういうことができたらいいなと思いました。私も漫画で育った世代ですので、とても懐かしく、楽しく見れました。

どうぞ皆さんからもご意見をいただいて、これからの部会にも役立てたいと思いますので、行かれました方から伺いたいです。

吉田委員 やはり目と耳で聞くという、大人は見てよろしいんですけども、お子様が行って、もう少し中で何か遊べるとか、あるいは外の庭のほうで写真が撮れるだとか、もう少し楽しめるような場所もつくってほしいなという感じは少し受けました。

池野委員長 実は私は、障害のある方の目線に立って、車いすに乗って見たんです。一部少し展示物が見えない部分もありますし、トイレなどそういうものも見たんですが、ドアなどは少し狭かったかなという感じはしないでもないんですが、そういう視点で見た。追々あの施設も、実際に日常車いすで生活されている方に来ていただいて、やっていただくと、もっとそういう点からも改善されていくのではないのでしょうか。そういう意味では、あれも9月3日からですから発展途上、これからそういう区民の、あるいは皆さん見た方の意見を受けて、どんどん見やすいような、愛されるようなミュージアムになっていけばいいなと感じました。

それでは、この辺でまとめさせていただきます。今日はまとめをしてくださるのは初田副委員長でございますので、よろしく願いいたします。

初田副委員長 それでは、環境・観光部会の進捗状況のご報告と皆様の意見と今後について出していただいたご意見等を少しまとめさせていただきます。

資料に基づいて非常にわかりやすくご説明いただきましてありがとうございます。どなたかもおっしゃっていましたが、環境というのは非常に範囲が広くてなかなか絞り切れないというところから、この環境・観光部会の皆様も苦慮されて、家庭でできる温暖化防止についてという、最も身近なところで温暖化ってどうやっていったらいいのかというところに絞っていただいて、とてもよかったなと思います。それで、なおかつ、この事業というか提言が、川崎市で取り組んでいるよりよい環境を次世代につなげていく取り組みということで、多摩区もそこにもテーマを同じにしているというのは、とても意義有ることと思います。

それで、1990年度比で地域の温室ガスの削減25%以上を目指していくといところも取り上げていただいています。あと、CCかわさきエコ暮らしの方ともタイアップしているということで、とても肉厚な提言ができるのではないかなと思います。具体的

な取り組みについては、フォーラムにてご意見を伺って、部会としてまとめていく。そのまとめ方の方向性については、環境に対する意識の向上、環境に対する取り組みの実行、環境に対する取り組みを広げるというところが、そこで一番難しいのは、それに取り組む区民を実際にどう増やしていくかというところが一番の課題かなと思います。その辺もこれから審議していただくということですので、ぜひよろしく願いいたします。

それに、観光部会も講座を開催され、実際に多摩区の観光協会の方と一緒にその講座を受講されたということで、また今までと違った観点から提言がなされるのではないかと思います。

それと、ご意見の中にありました藤子・F・不二雄ミュージアムがこれからオープンしようというところで、ある意味では、多摩区が全国メジャーに打って出るというところもあるのではないかなと思いますので、そのあたりのところも取り上げながら、より皆様が希望を持てるような方向でまとめていただけるといいかなと思います。

以上のようなところでまとめさせていただきたいと思います。

池野委員長 どうもありがとうございます。

・「交通安全部会」

池野委員長 続きまして、交通安全部会からの報告をお願いいたします。それでは、原田部会長、よろしく願いいたします。

原田委員 こんばんは。交通安全部会の部会長の原田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、交通安全部会の審議状況につきまして報告いたしますので、資料は5ページからでございます。資料2-1は、今までの審議内容及び報告の骨子についてでございます。1枚目をめくっていただきまして、資料2-2でございますが、自転車走行に関するルール、マナーの周知、啓発における効果的なチラシ配布方法についてでございます。また、資料2-3でございますが、チラシ以外のアピール方法について、自転車等が安全に走れる環境づくりについてでございます。

それでは、資料2-1でございますが、戻っていただきまして、交通安全部会の審議内容及び経過につきまして説明を申し上げます。最初に、部会の目的でございますが、部会のテーマといたしまして、安全・安心なまちづくりを推進するため、身近な課題といたしまして、自転車の運転が重大な事故につながる可能性があることから、自転車走行に関するルール、マナーの周知、啓発をテーマにしておるところでございます。また、目的といたしましては、平成20年6月に自転車の新しい通行ルールが施行されましたが、必ずしも自転車利用者への周知、啓発が進んでいない、このような

ことから、多くの区民に自転車ルール、マナーの周知、啓発を行い、安全に自転車を利用でき、自転車事故を防止することといたします。

次に、5月に開催されました前回の区民会議でのご意見でございますが、啓発活動、マナー周知の運動を忍耐強く行ってほしい、自転車の新しいルールの周知徹底を図ってほしい、交差点での横断歩道には歩行者とは別に自転車用のものがあつたほうがよい、啓発は家庭から周知を図ることが重要だが、啓発だけでは事故が減らないので、あわせて環境づくりも大切だというご意見をいただきました。

それから、意見を参考にしながら、この間、部会を2回開催しております。第4回部会には、7月14日でしたが、内容といたしましては、効果的なチラシの配布方法について、対象者別にどのように配布したらよいのか、自転車事故防止の標語やポスターの募集等のチラシ以外のアピール方法はないものか、自転車が安全に走れる環境づくりについては、他都市事例を調査したが、道路整備などのハードを対象にしたものが多いため、部会の報告に直接つながっていくことが難しいため、ソフト面については、引き続き調査することにいたしたいといった点について検討を行いました。

次に、第5回部会でございますが、8月3日に行いました。この会では、どのようなイベントでチラシの配布が可能か、具体的なイベントを検討したところ、スクエアード・ストリート方式の交通安全教室の実施や標語、ポスターの募集、表彰について、実施の時期、方法、内容などについて検討を行いました。

以上の検討を踏まえまして、右側にあるように、部会の報告書の骨子といたしまして、まず1番目は、自転車走行に関するルール、マナーの周知、啓発として、効果的なチラシ配布方法の検討としております。ここでは、実際に配布してみて効果等を把握することになりましたので、実際のイベント等で既存のチラシを配布することとします。

具体的には6ページの資料2-2をごらんください。ルールにつきましては、左下の多摩区地域教育会議の自転車利用についてのアンケートの結果にもあるように、交通ルールが変わったことを知らない子や危ない思いをした子の割合が多いということがわかりました。表にあるイベントでは実際にチラシを配っておりますが、イベントのチラシと一緒に配布をしましたので受け取ってもらえましたが、実際にどの程度理解してもらえているかわからない状況でございます。今後はさらに、7ページにあるイベントでも配布していきたいと考えておるところでございます。

次に、5ページに戻っていただいて、②のチラシ以外のアピール方法についてですが、町なかを会場に町内会・自治会、老人会、商店街等多くの地域住民が参加できる交通安全教室と小学校等を対象に、標語、ポスター募集、表彰等の実施について記載しております。

詳しい内容は、8ページの資料2-3をごらんください。まちなか交通安全教室は、スケアード・ストレート方式の交通安全教室を23年度に開催する予定になっておりますが、今後もより広い範囲の地域住民が参加できるように検討しています。

次に、資料9ページの広報の充実についてですが、今まで挙げてきた広報紙等に記載することと、標語、ポスターの募集、表彰についてさらに検討していきます。

骨子の最後の自転車が安全に走れる環境づくりについては、資料9ページを見てください。道路整備の話が中心であるため、ソフト面についての事例を引き続き検討してまいります。

以上が報告書の骨子となっております。

それでは、また5ページに戻っていただきまして、最後に、この部会の進め方について説明させていただきます。チラシの配布等の周知につきましては、今後も具体的に配布等をする中で、課題出し等を行った上で報告書に反映させていきます。チラシ以外の配布方法につきましては、具体的な内容につきまして関係団体等に確認をし、精査していきたいと考えております。

さらに、交通安全部会では、フォーラムにおきまして、自転車と事故防止に関するビデオ上映を行い、多摩警察署の交通課からお話をいただいた後、自転車事故防止に関する意見交換を行い、そちらの結果も報告書に反映させていきたいと考えております。

交通安全部会の審議状況につきましては以上でございます。

池野委員長 ただいま原田部会長から交通安全部会についてのご報告をいただきました。

それでは、皆さんから、ただいまの報告について、質問、ご意見等がございましたら、いただきたいと思います。

原島委員 自転車のマナーとかルールというのは、それを守ることはすごく簡単なことなんです、それがなかなか守れないというのが実情だと思います。つつい私たちも軽視してしまって、このぐらいだったらいいだろうなんていうのでルール違反していることも多々あると思います。だからこそ、個人の自覚と良識を促すためにも、ここに掲げられていますように、周知徹底、啓発ということはとても大切なことだと思います。

そこで、啓発の方法がいろいろ掲げられておりますが、1つ取り締まりという側面から見まして、例えば自転車マナーとかルールを守ろうということで、取り締まり強化月間とかいうようなものを設けて、それで区民によるパトロールをするとか、その要所、要所で呼びかけ、注意をするという区民参加の運動というのも試みる必要があるのではないかと思います。

それから、質問なんです、ここに自転車マナーの5つの法則というんですか、ルールがいろいろ書いてありますが、例えば安全ルールを守る、飲酒運転、2人乗りと

か、子供はヘルメットを着用しなさいとかいろいろありますが、このルール違反に対しての罰則はどうなっているのか。私も少し勉強不足で、勉強していないのでよくわからないんですが、それがどうなっているのかということです。

それとあと、20年6月に施行以降、取り締まりによって、実際罰則の適用事例というのがあるのかどうか。

それからあと、実際警察なんかで自動車の交通ルール違反の取り締まりをやっているのはよく見かけるんですが、自転車に関する取り締まりというか、そういうのを監視しているのは余り見たことがないんです。それはどのように把握されているかということですか。

あとは、そういうルール違反によって、多摩区では20年6月から施行されて以来、どのような交通事故というか、そういうものがあつたかということとか、そういうのを少し知りたいなと思いました。それらを踏まえまして、これから啓発運動の参考というか、いろいろ勉強会なんかの参考にもしていただければいいかなと思います。

池野委員長 それでは、部会長、質問もございましたので、お願いします。

原田委員 まず自転車に乗ったら罰というか、何かあるということですよ。イヤホンも両方つけて運転する、それは違反ということでございまして、先ほど何か違反した人が実際に罰せられるのかどうかという話がありましたが、神奈川県で1件だけあります。これは平塚のほうだと思いますが、学生さんで、4回ほど警察官が注意したんですが、だめなので、取り締まりをしたということで、罰金を取られたというのは、何月だったか、新聞に載っておりました。そんなこともございまして、確かに警察の関係者も、自転車に乗るマナーみたいなのは、多少はやっておりますが、自動車の運転免許みたいに、そんなに詳しく、待っていて、だめだよと捕まえるみたいな、そういう話ではないのです。

これは今月の初めでしたか、向ヶ丘遊園の北口で、駐輪場に朝早く来るのを利用してチラシを配りながら、そこには警察官もいましたが、我々安全協会の者は、直接乗っている方には注意はしますが、とまってどうのこうのというのはできないものですから、そのときには交通課長さんもいられて、あと警察官が2人ほどいました。暑いものですから、日傘を差して片手運転で来ていた方がいたんですが、それはだめですよと声をかけたが、知らん顔して行ってしまったとか、自動車でしたらば、普通免許を持って、追いかけて免許証を見せろという話もあるんですが、たまたま自転車なので、そこまでまだ全国的にやっていないというのが実情だと思います。

原嶋委員 では、実際罰則というのは決まっていないということですか。こういうことをしたら幾ら罰金ですよとか、そういう決まりというのはまだ。

原田委員 そうです。片手運転だとか、それからイヤホンをつけてとか、メールしながらというのは取り締まりはできます。片方だけだと違反ではないらしいんです。両方や

っているので、聞こえないということで、だめだよということでやるんですが、多摩警察管内ではそこまではしていないのが実情でございます。あとは、とにかく個人に任せてお願いするしかないというのがこの部会の方法でも考えていて、数をうんとやって、それで周知徹底、この辺も来ていたけれども、どうだみたいなあれがあると思いますが、その数をやらなければ、やっぱり皆さん、自転車なんて簡単に乗れるものと思っていますので、そのルールなんて知らないという人がたくさんおります。

例えば小学生とか、そういうのは役所の関係のところ、交通安全日のときには、自転車運転マナーとかいって出てやっていただいておりますが、実際に年とった方とかは、まずそういうふうにルールに沿っては運転していないと思いますので、本当に残念だと思います。

原島委員 では、ぜひその運動促進の強化月間みたいなのを設けていただいて、集中的にみんな区民全員で取り組むとか、そういうことをぜひお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

原田委員 それは本当にいい話でございます、我々もそれは同感でございます。

本多委員 9ページに自転車が安全に走れる環境づくりということで、ほかの都市のことがいろいろと書いてあるんですが、多摩区は安全に走れる環境づくりというのをやっておられるかどうかというのを調べられたことはあるんでしょうか。少し思うんですが、私の近所の浄水場通り、道路を50メートルぐらいに拡幅しているんです。けれども、そういう自転車が走れるようなものを何もつくっていないんです。ただ単に道路を拡幅しただけ。せつかく道路を拡幅するんだったら、そういう自転車の安全基準とかをつくられているのだから、自転車も走れるような環境を一緒につくっていただければいいのになと思いつつも走っているんですが、どうでしょうか。

原田委員 これは、やっぱり道路関係者と我々がタイアップしなければ、業者だけではそういうのは最初から考えていないと思いますので、やらないと思います。だから、それはやっぱり私たちがそういう道路関係者に言って、ここは自転車がよく通るところだし、広がったことでございますので、それを何とかしてほしいというようなやり方をしなければ、そういう自転車のスペースをわざわざつくるということはまずできないのではないかという気もします。

本多委員 多摩区でこういう安全に走る環境づくりというのは調査されたことがあるのですか。

原田委員 今のところはそこまではいっていないのですが、川崎区には自転車はここを走るんだよという自転車マークがあって、走れるところがありますが、標識がつきながら自転車専用の道路というのは今のところないです。

池野委員長 川崎市では自転車専用レーンというのはないそうです。

本多委員 ないのですか。

吉田委員 川崎区にはありますよ。

池野委員長 あるのですか。

吉田委員 市役所にはある。川崎区には自転車専用レーンがある。

池野委員長 そうですか。

戸高委員 質問です。川崎市の中で、どれだけこれから進めていく、自転車と歩行者と車のすみ分け、道路計画ですとか、多摩区の中でこれまでに立てられてきたものと、それからまだできていないところとかは、今までヒアリングとか調査はされていらっしゃるのですか。

原田委員 それは今のところ紙面の上だけのもので、外へ出て、そこまではやっておりません。

戸高委員 でも、一応データとしては持っていらっしゃる。

原田委員 それは今は手持ちにないですが、警察関係のところへ行って聞いたりすれば出ると思います。

戸高委員 そうですか。せっかく私たちはここで討議しているわけですから、今後に向けて計画のあるところで進んでいないところ、またはまだ計画にのっていないが、皆さんの中でやはりここは、今多摩区全体の中を見たところで、危険なので、そういうすみ分けを早急に検討されるべきとか、皆さんの目で見てご意見をいただけたらいいなと思いました。

原田委員 それは行政にお願いするとか、そういうことでなければ多分できないと思うのです。だから、その辺は我々も勉強します。

石橋副委員長 部会長から言われたように、自転車のルールをどうやって守るかではなく、守らせるかなんですね。6ページのところにあります、平成21年度の多摩区地域教育会議のこのアンケートをとって、これは一部だけここに掲載されているのですが、ルールを教わった時期はいつですかという設問がありまして、全部小学校1年生か、その前とか、低学年なのです。だれに教わったのですかと言ったら、原田委員も関係されている交通安全教室と親なのです。それでほとんど攻めているのです。ということは、逆にきつい言い方ですが、交通安全教室での教室のあり方そのものが、従来どおりやっているから、マナーが身について大きくなっても、それが最初が薄いから全然身にしみていないということではないかと思うのです。だから、そういうところへの切り込みも1つしていただきたい。

それから、チラシを配布するというが、チラシの内容は、要するに最初から守らないということを前提に、どうして守らせるかというようなチラシに——だから、この安全教室の実際にあるスケアード・ストレート方式というのは、私はいいいと思います。できましたら、この県立百合丘高校に、お金もそんなにかかるものではないですから、ほかにある各高等学校から、生徒会代表とか、そういうような方々にも見学して

くださいという要請をしてもいいのではないかと、この話を聞いて思いました。何はともあれ、どうやったらルールを守らせられるか。

もう東京都では、自転車は人を殺すものであるという位置づけで、自転車販売店も含めて取り組もうとされております。自転車は、今ここはルールだけのことを言っていますが、ブレーキをつけていない自転車も町なかに非常に出ておりまして、売るほうはつけて売るんです。若者は外して乗るんです。とうとうそのお店は、壊れて補修に来られたときに、外した形跡があったら、もう修理拒否をして、何とか売った状態で乗っていただきたいということを自転車屋は自転車屋で周知している。多摩区内でもっと身近で見たら、なぜヘルメットをかぶっていないんですかと。それもお店のほうでヘルメットを必ず買ってくださいとか、そういうところへの切り込みもぜひぜひ、言い方はきついですけど、単にチラシを配布するということではなくて、命を守るためのルールをどうして守れないのかという切り込み方をお願いしたいと思います。

池野委員長 今の意見に対して何か部会のほうでございましたら、お願いします。

原田委員 確かに貴重な意見でございますが、なかなか部会も、チラシは結局安全協会の神奈川県版とか、地域振興課の5則のチラシとか、ここでチラシをつくるような予算も余りなくて、確かに守らせるようなすばらしい文言等ができれば、これは最高にいいんですが、とりあえず、今おっしゃられたようなところはこれから検討していきたいと思っております。

それから、スケアード・ストレートでございますが、確かにこれはじかに交通事故みたいなのを見ますと、一瞬はっと思うような形でびっくりします。そういう環境を皆さんにそばに行ってみてもらえれば本当はありがたいのですが、これが学校の中の校庭でございますので、時間帯もありますので、そこまでやればいいんですが、それは努力次第でございますので、やってみたいと思っております。

国保委員 私の住んでいるところは、長尾ですが、旧府中街道なのです。やはりみんな猛然としたスピードで府中街道の歩道を走っております。本当に冷やっとするのですが、問題を起こす人は若い人。恐らく高校生ぐらいから青年、あるいは二十四、五歳の自転車を猛然と乗り回す人が圧倒的だと思うんです。私はここにあるマナーとかルールという言葉を使っている限りは難しいだろうと思います。先ほどおっしゃったように、4回の注意で摘発ということで、やはり一種の法規といいますか、きっちりした罰則を出して、もしチラシを張るなら、一番有効なのは、駅前駐輪場に、これこれこうやったらこういう罰則がありますというようなことを張っていくのが1つの方法ではないかと。マナー、ルールというのは自分が自主的に行うものですから、これはどうでもいいということになってしましまして、何の罰則規定にも当たらないということになります。ですから、先ほどから盛んにお話がありますように、ある程度法的な規制みたいなものを盛り込んだものを出せないか。その辺はいかがでございます

か。

原田委員 これはテレビか新聞かで出たと思うんですが、自転車の交通事故が多いものだから、国で多少考えて、自転車は車と同じように左側を通行するような形で規制をするという法律をつくるみたいなことを、少し何かのもので読んだり、聞いたことがあります。そのくらいまでやらなければ、歩道を行ったりきたり、右から左へ行くとか、2人乗りした学生さんがいたりすると、このやろうと思ったこともあります。これは下手に注意すると、逆に向こうは2人も3人もいますから、危害を与えられることもありますので、見て見ぬふりみたいなことはしていますが、実際には「本当に免許証を持っているのか」みたいなことでやれば、これはすごく有効だと思うんです。実際に警察官もそこまで追っかけてやらないところを見ていますと、自動車の免許だったら、追っかけていって罰則をとったり、確かに飲酒運転したならば、即免許停止とかいうのがありますが、自転車の場合なので、とにかく皆さんにお願いしてルールを守っていただく方法しか今のところないんですよ。そんなところで1つご了解いただきたいと思います。

国保委員 やっぱり法的規制が必要かなと。

池野委員長 このことについては、この辺でまとめさせていただきたいと思います。よろしいですか。

それで、これはやっぱり、区民会議というのは、来年の3月に区長のほうへ提言を出すということですから、今日の審議の内容もぜひ、もう少しきちっとした、自転車の交通ルールを守るにはもっと規制を厳しく、そういうような強い文言なり、提言ということもあってもいいのかなということをお私は今少し感じました。

では、初田副委員長からまとめをお願いいたします。

初田副委員長 交通安全部会の審議のご報告をしていただきました。安全・安心なまちづくりを推進するためということで、一番身近な課題として、自転車走行に関するルール、マナーの周知徹底、啓発をしていくということを取り上げての審議をずっとされてきての今までのご報告だったと思えます。ルールとか、マナーは、良心的に守っていく人ばかりであれば、問題ないのですが、そこがなかなかできないということで、守ってもらうためのマナーの周知と啓発ということだけではなく、先ほどから出ていましたルール違反をしたらこんな罰則があるということ、また、フィールドワーク等で、どこが一番危ないのかと。危ない場所はいっぱいあるかと思うんですが、少し表に出させていただいて、どこが危ない場所なのか調査をしていただくという事も有意義だと思います。出していただいたご意見のとおり、少し取り上げていただければと思います。

あとは、チラシの内容ももう少し、今あるものではなくて、命を守るということから、また罰則を反映させるというのか、自分だけでなく人をも傷つけてしまうという

ような幅広い内容のチラシも作成していくという方向も必要ではないかなと思いますので、今後の審議の中に、今日出た意見を少し反映させていただければと思います。多分、フォーラムの中にもそういうご意見は出てくるのではないかなと思いますので、ご検討のほどよろしく願いいたします。

池野委員長 どうもありがとうございます。

・「コミュニティ交流促進部会」

池野委員長 それでは、続きまして、コミュニティ交流促進部会からの報告を、大津部長からお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

大津委員 コミュニティ交流促進部会、部会長の大津でございます。よろしく願いいたします。

それでは、コミュニティ交流促進部会の審議状況につきまして報告いたします。資料の10ページ、3-1をごらんください。

まず、審議の状況についてでございますが、前回5月の区民会議全体会以降、部会の会議としましては、7月12日、8月8日、計2回開催いたしました。また、会議のほかに、6月に柘形こども文化センターへ、7月には老人いこいの家の指定管理業務を請け負っております多摩区社会福祉協議会の事務局へ、フィールドワークという形で訪問してお話を伺ってまいりました。それらを踏まえながら、コミュニティ交流の促進について審議をしてまいりました。

まず、本部会の目的としましては、核家族化や単身世帯の増加が進み、地域のコミュニティが希薄になっているため、安全・安心、子育て支援、高齢社会の対応など、地域ぐるみでの取り組みが必要であることから、コミュニティ交流の促進をテーマとしてコミュニティが活性化することとしております。

次に、今までの検討の経過でございますが、コミュニティの交流を促進するために、場、人材、しかけの3つの視点から検討することとし、まず場について検討を進めてまいりました。そして、コミュニティ交流の場の現状について取りまとめた多摩区コミュニティ施設MAPを作成しました。また、コミュニティの場に求める機能として、サロンのようなスペースがあり、飲食ができ、だれもが利用できる場について検討していくことにしましたことは、前回の全体会議でご報告申し上げたとおりでございます。

続きまして、部会の方向性でございますが、場として地区ごとに施設の分布を調査し、既存の施設数の適否などの検討を行うこと、あるいは既存設備の運用、規則についての検討、コミュニティの場として利用しやすい施設の検討を行うことを通しまして、世代間交流が可能なコミュニティ施設の確認を行い、あわせて、コミュニティ交流に必要な人材やコミュニティ交流を活性化する事業などのしかけについて検討して

まいります。これらを実施していくことによりまして、最終的にコミュニティ交流の促進に関する提言につなげてまいります。

さて、資料の右側になりますが、前回の全体会以降の審議状況についてでございます。場についての検討としましては、既存のコミュニティ施設について、民間の施設と公的施設という2つの面からのフィールドワークを行い、調査をしようということで、民間の施設につきましては、5月に久地駅のそばにありますたまりば一さんというお店を訪問、公的施設として、6月に柘形こども文化センターを訪問してまいりました。柘形こども文化センターは、公益財団法人かわさき市民活動センターが川崎市から指定管理業務を請け負っている施設の1つでございます。18歳未満の児童を対象としまして、児童の居場所づくりや遊びの支援、行事の開催などを行っている施設です。11ページの資料3-2にまとめてございますので、ご参照いただければと思います。こども文化センターでの調査の結果ですが、施設の利用対象は18歳未満の子供としながらも、午前中や夜間など、子供の利用の少ない時間帯は、地域で市民活動をしている団体にも施設を貸しているということでした。また、多摩区の特徴としまして、こども文化センターと老人いこいの家の施設が合築であるものが多く、具体的には5カ所ございます。それぞれの施設の指定管理者が別々でございます。また、それぞれに管理運営協議会あるいは協議委員会というものがあるということもございます。コミュニティ交流の場として活用できそうな公的施設であるこども文化センターと老人いこいの家は、どちらも利用対象者の年齢条件に決まりがありますので、そういった運用上のルールや利用状況について調査を試みようということで、7月25日に老人いこいの家の指定管理業務を請け負っております多摩区社会福祉協議会事務局を訪問してヒアリングしてまいりました。

その内容については、12ページの資料3-3をごらんください。資料の右上にございますように、老人いこいの家でも60歳以上の市内在住の方という利用者の年齢制限がございます。すぐ下に太字で書いてありますように、原則としては60歳以上という年齢条件のとおりですが、施設の有効活用のために、夜間、休日に施設の開放を行っているということがわかりました。しかし、この夜間、休日の開放というのは、今年の1月から実施したばかりだそうでございます。区民に十分浸透していない現状にございます。開放時間としましては、月曜から土曜の17時から21時、日曜、祝日の9時から16時でございます。また、これが大きな魅力なんです。利用者の年齢条件がなくなりますので、多世代交流のスペースとしての余地があるのではないかと思います。ただ、利用目的につきましては、趣味のサークル活動や営利目的の活動には使用できません。また、利用するには、団体での登録と事前の利用申し込みが必要とのことでございます。そのほか利用上の注意としましては、火気が使えませんので、人が集まって料理をするといったようなことはできませんが、例えば持ち寄った多少の

飲食物をつまみながら、飲みながらの交流の場としては使えるのではないかと思います。なお、この夜間、休日開放につきましては、社会福祉協議会の指定管理業務から離れまして、市の健康福祉局の高齢者在宅サービス課が所管になっているんだそうでございます。

続きまして、10ページの資料の3-1に戻っていただきます。右下の人材、しかけの検討についてでございますが、これまで場についての検討を行ってきた中で、老人いこいの家の夜間、休日開放はコミュニティの場として使えるのではないかと。では、その場はあるけれども、だれがどのようにしてコミュニティ交流の場に活用するかの検討が必要でございます。これに関しまして、部会員の意見としましては、地域の人、具体的には町内会・自治会などが核となって、コミュニティスペースを開けばいいのではないかといったご意見、これに関連するものとしてしましては、13ページの資料3-4に、多摩区まちづくり協議会で行っているふらっとというコミュニティスペースを参考として挙げさせていただきました。また、ほかにも何かコミュニティスペースのようなものを定期的を開いたとしても、地域の人に認知されるまでに時間がかかる、根気よく続けないと人が集まってこないといったご意見もございました。これらを踏まえまして、部会では、今後も引き続き、人材としかけについて検討をしておりますが、部会以外の区民会議委員の皆さんの所属する団体で、老人いこいの家のような場を活用して、コミュニティスペースを運用できるかといったことについて、お知恵を拝借できたら幸いだと思っております。また、フォーラムにおきましても、区民の参加者の皆さんから意見も承り、区長への報告につなげていきたいと考えております。

最後になりますが、14ページ、資料3-5に報告書の骨子についてまとめてみました。報告の骨子としましては、大きく2つを挙げたいと思っております。資料の中段の右側に書いてあります報告1としましては、公共施設、民間施設の紹介ということで、部会の検討過程で作成したコミュニティMAPを充実させ、周知を図るということ、また、報告2としましては、既存施設の交流を深めることによりまして、コミュニティの場が広がるということや、こども文化センターや老人いこいの家で行われておりますイベントの紹介をしたり、さらに老人いこいの家の夜間、休日開放の有効活用の方策をだれがどのようなしかけでといった視点から今後検討し、報告の形にまとめたいと思っております。

コミュニティ交流促進部会の審議状況は以上でございます。

池野委員長 それでは、ただいまの部会の報告につきまして、皆さんから質問、ご意見をいただきます。よろしくお願ひいたします。

吉田委員 資料の3-3でございますが、その中で日曜、祝日9時から16時、それから夜間が使える。その中で、夜間の中で、会議が終わったりしたときに、飲み物の中では

お酒とかそういうものはいかがなものでしょうか。

大津委員 ご指摘は老人いこいの家を対象のご質問だと思います。これは通常の時間帯も含めてアルコールはお断りでございます。ですから、ノンアルコールで、ソフトドリンクとか、お茶とか、ちょっとした乾き物とかと申しましても、会食会とか、ミニデイサービスとかいろいろとやっております、そこでは日中、公的な時間帯ですので、火気を使って料理をつくってご飯を提供するというをやっております。この中でもアルコールは出しておりません。

辻野委員 同じコミュニティ部会の辻野ですけれども、前回のコミュニティ交流促進部会に出席していなかったもので、ちょっと2点ほど法律的な問題で確認させていただきたいんです。老人いこいの家でこのような規制がありますが、川崎市老人いこいの家の条例は、昭和47年12月27日条例第60号を基本条例として、心身の健康増進を図るため、川崎市老人いこいの家を設置するとなった。その老人いこいの家は、今でも老人いこいの家をそのまま条例を使って運営されている。ところが、法令を読みますと、その後、いろんな社会情勢の変化とかがあって、実は私の不勉強かもしれませんが、近年の新たな福祉ニーズ、福祉サービス提供主体の多元化により、抜本的な見直しを求められて、2000年、平成12年5月に社会福祉事業法が改正されて社会福祉法となり、新たに社会福祉事業の担い手を社会福祉協議会と規定して、事業をさらに7事業か17事業かを追加した。それで、その事業の中に、実はこういう老人介護とか、そういうこと以外に社協がやれる事業として、ヘルプサービスだとか、配食サービスだとか、あるいは子育て中の親子が気軽に使えるサロン活動だとか、こういうことも社会福祉協議会の運営事業としてやれるような形に社会福祉法が改定されているように私は読み取ったんです。

そうすると、今回の老人いこいの家という条例を使っては、これしかできないんですが、指定管理団体が社会福祉協議会だとすれば、この事業が、2000年5月に改正されて社会福祉法になった以降の条例を使ってやれば、老人いこいの家ではなくて、これがいこいの家にするのか、多世代型コミュニティクラブという施設名にするのか、仮称ですが、そういう形で新たな設備として運営ができるんじゃないかと、この法令を見ていて私は思ったんです。そこらの法令については、事務局なり、あるいは社会福祉法に詳しい方、この47年の条例は改正すべきではないか。あるいはそれは残して、新たな社会福祉協議会の事業主体として事業が行われるようになっているから、社会福祉協議会に指定管理団体として、今度はそういうものをひっくるめた事業の指定管理団体を求めていくという運動を取り上げられるような気がするんですが、そこら辺について意見です。

大津委員 今条例の関連は完璧には把握しておりませんが、年齢条件だけは変わっていないと思います。

今、我々の課題は社会福祉協議会の事業の話をしているのではなくて、コミュニティの場を探す。たまたまいこいの家はどうかということでもあります。社会福祉協議会の事業は非常に幅広くやってくれております。私もその隅のほうで一翼を担っている一員でございますから、非常に多角的な事業は、おっしゃるとおりやってくれております。

辻野委員 それで、そこには年齢、この法律だと、老人という形を外した事業ができるようになっていくんです。ということは、そうすればその場が使えるんじゃないかと思うので、事務局、どうでしょうか。

池野委員長 やっぱり法律の問題ですから、行政側でその部分がわかる方がいらっしゃれば。

事務局 社会福祉法に詳しいということではないのですが、今回の話というのは、その社会福祉法とか条例とか、その辺でいこいの家、正式には老人いこいの家なんですが、こちらの役割が変わるということではないのです。老人いこいの家、愛称いこいの家なのですが、こちらの従来の機能というのは法的にちゃんとある。時間帯として、営業時間が決まっていますので、それ以外の時間を、市がその施設を有効活用するというので、本庁の権限で一般開放しているということですので、社協の権限が変わって、それでこの老人いこいの家の運営が変わっているということではございません。

池野委員長 この部分は、同じ部会ですので、この次の部会でその辺、法的なものについて整理をするならもう少し整理して、部会でやっていただくということよろしいですか。

辻野委員 それで結構です。

本多委員 前回のコミュニティ部会で、先ほど大津部長がおっしゃった資料の3-4のふらっとのやっているその母体と区民会議の委員の人たちが、一緒にこういうことをやってみたらどうかなという話があって、老人いこいの家を使ってみようではないかと。今事務局をやっている企画課のほうを通して、まちづくり協議会でこのシルバー人材センターのほうに貸していただけるかどうかという問い合わせをいただいています。

池野委員長 今、本多委員から、実際にそういうことで使えるならトライしてみようということで今やっていますので、その報告もまた次回の部会なり、またフォーラムなどで報告していただくといいと思うんです。

吉田委員 いこいの家にはお風呂はあるのですか。

大津委員 古いですが、ほとんどのいこいの家にはございます。ないところもございます。ご存じのとおり、区内に8つほどいこいの家があるのですが、その辺のところでご理解いただきたいと思います。大体あると思います。

池野委員長 初田副委員長のほうでまとめさせていただきたいと思います。よろしくお願

いします。

初田副委員長 コミュニティ交流促進部会の審議状況を今ご説明していただきました。地域コミュニティが希薄になっているということから、コミュニティ交流の促進をテーマとして、コミュニティが活性化するというを目的として取り上げているテーマでございます。それで、場づくりと人材としかけということを3つのテーマにしてみました。場については、フィールドワークをしながらいろんな場所を見つけて、マップも1つでき上がったというところでございます。そしてあとは、この場があるものをどういう形で人材を見つけて、しかけをして、実際に事業としていけるかというところがこれからの課題になってくるわけです。そこで、先ほどの社会福祉法の条例と法的な部分の精査をして、組み入れられるかどうかということ部会で検討するということが1つ新しい課題として出てきました。

今後の方向としては、フォーラムの中で、どういう形でしかけをして実施していくかというところに集約されていくかと思いますが、今日出たご意見をもとにして、また部会で審議していただきたいと思います。

池野委員長 どうもありがとうございました。

以上で3部会の報告が終わりました。

## (2) 区民会議フォーラムと区民会議ニュースについて

池野委員長 それでは次に、議事の(2)区民会議フォーラムと区民会議ニュースについて審議をしていきたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきたいと思っております。

区民会議フォーラムと区民会議ニュースについてで、まず区民会議フォーラムについてですが、15ページの資料4-1、第3期多摩区区民会議フォーラムの開催についての資料をごらんください。前回もお示ししたのですが、もう1度確認させていただきますと、まず1の「目的」といたしましては、第3期区民会議の審議内容について、区民の皆さんへ周知を図るとともに、地域課題についてともに考える機会とする。また、区民と意見交換を行うことにより、各審議テーマの提言案へ区民の意見を取り入れていくということで、日時については、23年10月29日土曜日の1時半から4時になっております。会場は、今こちらの区民会議をやっております区役所の11階会議室と食堂のほうを利用することになります。

4の「フォーラム」の流れにつきましては、まず最初の全体の中で主催者あいさつ、第3期多摩区区民会議の概要、進行方法の説明を30分ほどして、それぞれの分科会で3会場に分かれて意見交換をしていただきます。今回、意見交換のテーマについて各分科会ごとに決まっておりますので、環境・観光部会については「みんなで広げ

よう！「家庭でできるCO<sub>2</sub>削減」、交通安全部会は「ご存じですか？自転車のルール・マナー」、コミュニティ交流促進部会については「子どもからシニアまで世代をこえてコミュニティが図れる場、人材、しかけ（どこで、だれが、どのようにして）について検討してみましょう」ということで、それぞれ会場ごとに検討していただきます。テーマや意見交換方法については、各部会において詳細を詰めていきます。さらに、部会ごとにリハーサルや今後、フォーラムまで2回ほど部会を開いていただきますが、その中でファシリティの研修等も行っていただく予定です。そちらを90分行いまして、また最初の会場に集まっていただきまして、各会場の意見発表と終わりのあいさつという流れになっております。

右のほうで役割についてということで、部会ごとに座長、書記、発表者を区民会議委員から役割分担を行い、進行するというので、こちらも今後行う各専門部会のほうでそれぞれ決めていただきたいと思いますと思っております。

6の「内容・タイムスケジュール」については、内容は先ほどの流れと同じなんですけど、主催者あいさつ、概要、進行方法の説明と、それぞれの分科会に分かれるんですけど、そのとき部屋を移動するのが約10分間ということで、1時50分から2時の間に移動をしていただいて、それぞれのテーマ別の意見交換をして、また10分間でもとの部屋に移動していただいた後に、意見発表と最後のあいさつをしてもらう形になっております。

次に、7の広報についてなんですけど、今回のフォーラムにつきましては、市政だよりの多摩区版のほうで10月1日号に掲載する予定です。あと、多摩区役所のホームページにも同じように掲載するとともに、今回はフォーラムの内容について、市民、区民の方からインターネット、ホームページ上で意見を募集してもらえそうな仕組みをつくりたいと考えております。あと、後ほど説明する区民会議ニュースについてもフォーラムの内容を入れまして、町内会で回覧をしていただきます。あと、チラシを作成いたしますので、そちらのほうは、今回区民会議の委員さん、20名いらっしゃいますので、各委員さんに20枚ほど事務局から送付させていただきます。あとは各団体のほうでチラシの追加のご要望があれば、事務局のほうに言っていただければ、こちらでチラシを刷りまして、お渡しして、周知していただければと考えております。あと、関係団体のチラシ送付ということで、まちづくり協議会ですとか、関連する団体のほうにもチラシを別途依頼して配っていきたいと思っております。それ以外に各行政機関へのチラシの配布を行っていく予定です。

そのチラシの内容についてなんですけど、17ページの資料4-3になっておりまして、こちらが配るチラシの内容、A4のチラシになっておりますので、こちらのほうを委員さんを含めて関係者に配っていただきたいと思いますと考えております。

次に、フォーラムの会場の内容ですが、1枚戻っていただいて、16ページの資料4

ー 2 のレイアウトですが、前回の会議でレイアウトについて委員の方からご意見がございました。今回一部修正をしております。最初の全体の概要の説明までは1101会議室で行いまして、その後の各専門部会の会場につきましては、1101が環境・観光部会、1102と1103がコミュニティ交流促進部会、もう1つ隣のほうに食堂がありますが、そちらの食堂のスペースも利用できますので、こちらのほうで交通安全部会を行う予定になっております。こちらのレイアウトはあくまで暫定ですので、机やいすの配置方法については、各部会ごとに検討していただいで決めていただきたいと考えております。

区民会議フォーラムについては以上でございまして、引き続き、区民会議ニュースについて説明させていただきます。

こちらのほうは、18ページの資料5をごらんください。区民会議ニュースにつきましては、今お話ししたフォーラムの開催及びそれぞれの部会で具体的なテーマに沿った審議内容について区民の方に周知を図ることを目的としております。こちらの区民会議ニュースの発行時期等につきましては、A4の4ページで町内会・自治会による回覧により配る予定です。

スケジュールにつきましては、今事務局のほうで案を作成しましたので、こちらを今日から9月9日まで各委員さんに見ていただいて、誤字脱字等直しの部分があれば事務局までお知らせいただきたいと思っております。区民会議フォーラムのチラシについても、同様に9月9日までに誤字等があればご連絡いただきますようお願いいたします。それを踏まえまして、16日までに事務局のほうで修正をしまして、印刷して、9月25日ごろに各町内会・自治会のほうに到着をする予定になっております。

具体的な区民会議ニュースの内容は、19ページと20ページになっております。19ページのほうは、右側が1ページ目で、左側のほうが最後の4ページになっておりまして、区民会議フォーラムを開催しますという内容と、一番最後のところはコミュニティ交流部会での審議についてで、20ページのほうは環境・観光部会と交通安全部会の審議内容について記載をしております。

区民会議フォーラムと区民会議ニュースの作成についての説明は以上でございまして、よろしくお願ひいたします。

池野委員長 このフォーラムにつきましては、皆さんのほうにもいろいろご意見があると思います。いずれにしても、区民の皆さんとの意見交換は大変大事なことでと思っておりますので、成功させていきたいなと思っております。

皆さんのほうから質問やご意見がございましたら、お願いします。いかがでしょうか。

池野委員長 それでは、前半、フォーラムの開催について、15ページにこういうことで提案され、ほぼこういう進行状況で進めていきたいという提案がされました。この日

程、フォーラムの流れ、タイムスケジュール、それから5の「役割」については会場、それから座長、書記、発表者はそれぞれの部会の区民会議の委員の中から任務分担をお願いするという事柄も入っていますので、これらも含めて、フォーラムの内容、流れについて、質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

それから、フォーラムのレイアウトは、案でございますので、一応こういうことで準備をするということになっていきますので、このことについても、今後の部会の中で、うちは会議室より食堂がいいとか、それから、特に交通安全部会では食堂のレイアウトがないのですが、会場の設営はこういうぐあいのほうがいいのではないかといいことがあれば、ご提案をお願いしたいと思います。

それでは、特にこのレイアウトについてもよろしいですか。では、部会の中で検討してもらおうということによいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

池野委員長 ありがとうございます。

それでは次に、フォーラムのチラシ、ニュースの内容について、皆さんのほうからご意見、質問ございますか。

今、字句の訂正等々については、部会の中で論議をしていただいて、9月9日までに事務局のほうに申し出てほしいということでございますので、よろしくお願ひします。

中身についてはよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

池野委員長 それでは、この詳細については、フォーラムの前にそれぞれ企画部会がありますね。このフォーラム成功のために企画部会のほうでも十分いろいろ論議をしていきたいと思っております。詳細については企画部会と事務局のほうにある程度一任をしていただきたいということを申し上げて、この区民会議フォーラムと区民会議ニュースについては特段質問、ご意見もございませんので、この辺でまとめさせていただきますと思います。

それでは、本日の予定した議事についてはすべて終了したわけです。

### 3 その他

池野委員長 次第の3、その他の事項ということで事務局からお願いいたします。今後のスケジュールについてお願いします。

事務局 それでは、今後のスケジュールについて事務局から説明させていただきます。

21ページの資料6をごらんください。本日が8月31日で、第5回全体会議となっております。そして、フォーラムのほうは10月29日を予定しておりますので、その間に2回それぞれ専門部会を開催していただく予定で、そのうち1回については、ワーク

ショップの方法等についてコンサルタントのほうから事前講習等を受けることが可能になっておりますので、そちらも各専門部会のほうで決めていただきたいと思いますっております。

また、今委員長のほうからフォーラムの前に企画部会というお話があったんですが、一応スケジュール上はないんですが、必要であれば、企画部会を設置して、事前に検討していきたいと思っております。10月29日のフォーラム開催後につきましては、11月に第6回の全体会議を開催させていただきまして、この時点までにフォーラムでの意見等を踏まえて、各専門部会ごとに報告の骨子を固めていただきたいと思いますと思っております。その後、報告として作成をしていただきまして、2月の全体会議のほうで確認をした上で、報告書としていく予定でございます。

なお、11月の全体会議の日程につきましては、また事務局のほうから各委員さんに通知をいたしますので、それで日程調整をさせていただきたいと思っております。

池野委員長 それでは、今後のスケジュールについて事務局から今報告されました。先ほど企画部会というのは予定が入っていません。必要があれば開催をするというぐあいに訂正をさせていただきます。

では、この日程についてよろしいでしょうか。既に部会についてはそれぞれの部会で日時がこういうことで決まっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

池野委員長 では、このスケジュールについて、10月29日のフォーラムに向けて、それぞれ各部会でご論議をお願いしていただきたいと思いますと思ひます。

最後になりましたが、本日の区民会議に3名の参与の皆さんが同席をしてくださりました。大変どうもありがとうございました。3名の参与の方からそれぞれご感想などをいただければと思っておりますので、それでは、河野参与からお願いいたします。

河野参与 皆様、こんばんは。河野ゆかりと申します。本日、5月に続いて第2回目を参加させていただきました。前回もそうだったんですが、今回も本当に活発なご意見が多々交わされていて、また皆様方が、前回5月に集まってから、今回集まるまでいろんな場面で、いろんな情報を、いろんなところに行って収集をされてきた、その様子が本当に熱く伝わってきました。今日交わされたこの内容を私自身もしっかり心しながら、本当に現場で形になっていくように、私がいただいた現場でしっかり闘っていきたくて思ひました。

また、次、10月に行われるフォーラムが大成功するように私も私の場で頑張りたいと思ひましたので、本日は大変にありがとうございました。

池野委員長 どうもありがとうございました。

それでは次に、露木参与、よろしくお願ひいたします。

露木参与 どうもこんばんは。露木明美でございます。新人なので、本当にわからないので、とにかくまずは参加して皆さんのご意見をとらったんです。参与って、偉くも何でもないのに参与なんてついてしまっただけで、ちょっとあれなんですけど、区民会議というのはどの区もそれぞれやられていて、ここは多摩区の区民会議ということで、少し辛口というか、多摩区ならではの話を話し合っただけでいいのかななんて1つ思ったりもしました。

例えば環境・観光部会などで、CCかわさきの地球温暖化防止、川崎市全市で取り組んでいることを多摩区でも一緒に取り組もう、この姿勢は大変うれしいんですけども、また、観光についてもいいんですけども、今年の、そして今、そして多摩区という時と場合を考えたときに、多摩区は、今年の観光というと、やっぱり藤子・F・不二雄ミュージアム、去年にない、また来年にもない、今年なので、そこら辺を観光としてどんなふうを活用していくとか、逆にいいとか悪いとかではなくて、批判でもいいんですよ。批判でも、うるさくなってしまうなという人もいるとか聞きますし、逆にそれをきっかけに盛り上がりという取り組みがたくさん行われている。そんなこともこの部会でこれからも話し合っただけでいいかなと思う。

環境については、環境問題と云ったら、今年は本当に原発問題ですよ。多摩区の、そして今年ということを見ると、そういったことも今後も話題にぜひ加えていただくと、より多摩区らしさが、そして今年らしさが出るかなという感じがして期待しております。

交通安全部会なども、マナーのアップということ、とてもいいですよ。私も本当に危ない思いをたくさんしていますけれども、では、多摩区で今話し合っているのだから、どこでどんなふうで危ないかという具体的な場面なんかもこれからも出していただくといいし、例えば一番危ないのは、登戸の駅の周辺の一方通行のところなんかは、自動車、バスや歩行者、自転車混在していて、一方通行なのに逆走している。自転車も逆走していたり、右側通行、左側通行がめちゃくちゃだったり、そして最近バイクや車もあの一方通行を逆走するのを私はちょくちょく見るんです。そんなことで、あの辺に実際に部会の方が立ってみて、皆さん同じ目で、どこがどんなふうで危ないかという提言なんかも出していただけたら、より充実した報告になるかななんて思っています。皆さんの方向性は私も一緒ですので、取り組みたいと思います。

コミュニティ交流促進部会。コミュニティ、きずなが大切なこの年でございます。場とか、具体的に調査していただいているというのは大変すばらしいなと思いました。場は、必ずしも建物とか、そういうだけではなくて、例えば公園だっていいかなど。公園で体操をみんなでやったりしている。そのついでに終わりの時間にみんなで少ししゃべる場をつくろうとか、必ずしもどこかという場ではなくても、河原でも

いいし、毎週第1月曜日は何かみんなでしゃべる場にしようとか、この時間は若いお母さんたちで公園で集まる会にしようかなとか、そういうしかけとか、そういう具体的な話に進んでいくのかななんてご期待しております。場としかけと人というキーワードは大変興味深かったです。今日はありがとうございました。

池野委員長 貴重なご意見ありがとうございました。それでは、吉沢参与、よろしく願いいたします。

吉沢参与 皆様、こんばんは。吉沢章子でございます。それぞれにテーマということで、どれもとても重要なテーマだと思っております。

環境・観光部会が、今回は省エネということと地球温暖化ということがイコールなのかなと私は思っているんですけども、先ほど露木参与からもお話がありましたけれども、今年は省エネということでこの夏は皆さん非常に取り組まれたと思うんです。ですから、このフォーラムのときには、今年の省エネの取り組みということで、それがイコールCO<sub>2</sub>削減につながっているのではないかと思うので、そんな切り口でもご質問されたらいかがかなと思いました。

そしてまた、交通安全部会、これはけさテレビでNHKでやっていましたね。先ほど石橋委員がおっしゃいましたけれども、東京都も相当取り組みを進めていると思いますし、前回の6月議会でどなたか議員がやはり質問されていて、罰金とか料とかというのがもうできていますよね。ですから、チラシの中でも、こういうふうにしたら、こういう罰金刑もあるよということもしっかりと啓発事項として入れていただくと、そうかというふうになると思うんです。ちょっと記憶にないんですけども、かなり高額だったと思うんです。そういうこともありますし、先ほどは自転車専用道路はないよねというお話があって、多分私はないと思います。先ほど行政が答えればいいのになと思っていたんですけども、恐らく川崎市はそういうビジョンではまちづくりをしてきていませんので、そういうこともやはりこれから新しい価値観の中で、自転車は非常にエコな乗り物でありますし、と同時に危険な乗り物であると、車両であることには変わらないので、どうやったら、私たちは自転車と一緒に共生していくのかということもさらに考えて、せっかくの区民会議のフォーラムですから、新しい考え方というものを皆さんの中で構築して行ってほしいなと思っております。

また、百合丘高校でやるということですから、先ほどどなたかがおっしゃっていましたけれども、ほかの高校にも声をかけたらどうかと。まさに生田高校なんて目の前にあって、たしか交流戦で百生戦といって球技大会でも交流しているような高校ですから、生田高校に声をかけていただいてもいいのかななんていうふうにも思いました。高校生はイヤホンをやっている。うちの息子も高校3年で生田高校へ行っていますけれども、気をつけなさいよとはっております。たまたまうちは生徒会長をやっているの、息子に言っておきますので、ぜひ連携していただければいいかな

と思っております。

交通安全部会も今のようなお話だったんですが、コミュニティ交流促進部会、先ほど条例がもう古いのではないのかというお話があって、それはまたぜひ行政のほうも検討していただければなと思うんですけども、多世代の交流というのが本当にどうやったらいいのかなど、大きな、大きなテーマだと思います。その多世代の交流ということのもう1つ、これとイコールのテーマがこのフォーラムなのではないかと思っています。先ほどのご案内を各町内会に回覧板でとおっしゃっていたんですが、あと関係団体に配ると。大学とか、学生さんたちに対してはどのようなふうにはこれはアプローチするのかなと思ったんです。今日は、専修大学・二本女子大学の学生さんの傍聴もいらしているなど、私は非常にうれしく思っているんですけども、やはり多世代交流、特に多摩区は学生がとても多い町ですから、いろんな若い方のご意見、高校生ぐらいまで広げて意見を聞いてもいいのではないかと思います。

私も中学校でトイレの改修のことで、よく中学生が検討するところに一緒に行ったんですけども、中学生ってすごいですよね。今どきの子っているような新しい目を持っていて、ぜひその若い世代の声というものもこのフォーラムの中に取り入れていただけるような広報の工夫をしていただきたいと思います。

皆様のせっかくやってきた集大成、このフォーラムで本当の意味での、広い意味での区民会議になってくると思いますので、期待をしておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

池野委員長 それぞれ3人の方から大変貴重なご意見をいただきました。本当にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして終わりでございますが、石橋副委員長からごあいさつをお願いします。

石橋副委員長 皆様、お疲れさまでございました。最後ですけども、事務局から何かそのほか事務連絡がございますか。

事務局 特にございません。

#### 4 閉 会

石橋副委員長 では、これで第5回区民会議を終了いたします。次回の第6回のスケジュールにつきましては、また皆様方とスケジュール調整を行って決められると思いますので、その日に合わせてご参加をお願いしたいと思います。いずれにしても、まずフォーラムをやらなければならないという責務が私たちにあると思いますので、それぞれの立場でご尽力していただきたいと思います。

皆様、お疲れさまでした。

午後8時4分閉会